

平成26年～28年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成29年12月1日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
1	介護保険料の特別徴収 対象年金の優先順位撤廃 (介護保険法)	厚生労働省	介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見等を踏まえながら実現可能性も含めて検討し、 <u>平成30年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向けて一定の結論を得る。</u>	現行制度において、介護保険の被保険者が複数の年金を受給している場合に、1つでも年額18万円以上の年金があれば、介護保険料の特別徴収を実施できていることが確認できたため、要望については解消されている。今後、平成29年度中に自治体に対してその旨を周知することを検討している。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
2	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し (介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18厚生労働省告示126））については、関係する審議会の意見を聴いた上で、<u>平成30年度に予定される改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成29年11月1日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における連携型事業所の訪問看護費について議論を行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問回数にかかわらず定額の報酬とすることで柔軟なサービス提供を可能としているという制度趣旨を踏まえ、現状維持とすることについて、特段の反対意見はなかった。</p> <p>平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（平成29年12月18日）においても、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の連携型事業所の訪問看護費の見直しは盛り込まれなかった。</p> <p>上記審議報告を受け、平成30年1月26日に「平成30年度介護報酬改定について」の諮問・答申が行われたところである。</p> <p>今後、分権室において、提案団体に対し、現在の支障の状況や新たな支障事例の有無等について確認するとともに、厚生労働省に対し、今後の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に係る施策の方向性等について確認を行っていく。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
3	生活保護制度関連の見直し (生活保護法)	厚生労働省	費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき <u>同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	第196回通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的見直しのための関連法案を提出(平成30年2月9日)。

② 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
4	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者) (高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金))	文部科学省	高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)の平成28年度までの施行状況及び「高校生等への修学支援に関する協力者会議」における議論を踏まえ、29年度中に結論を得る予定。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
5	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	総務省 経済産業省	<p>創業支援事業計画の認定（113条1項）については、附則2条2項に基づく見直しの期限とされている平成29年度末までに、その権限の全部又は一部を都道府県に移譲することも含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【参考】関連する対応方針 <26年対応方針> (i) 創業支援事業計画の認定（113条1項）については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii) 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><27年対応方針> 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>	<p>○27年度末にかけて、提案団体も含めた都道府県及び市町村にアンケート調査を実施した上で、中間評価・検証を行ったところ、国の主導を評価する声が高かったことを踏まえ、国が認定を行う創業支援スキームを維持するとともに、都道府県は、引き続き情報提供等を通じて計画策定に参画することとしていた。</p> <p>○計画認定権限の移譲については、今般、産業競争力強化法の見直し期限である29年度末にかけて、中小企業庁の審議会等の議論も踏まえ、改めて検討を行ったところ、 (1) 集中実施期間中において、多くの市区町村が認定を受けるに至り、国主導で市区町村に対して計画策定を促していくスキームは、中間評価・検証と同様に効果的であったと評価できること (2) 開業率の更なる向上に向けて、新たに創業に関する普及啓発を図る事業を計画認定に加えるよう、同法を改正する見通しであり、引き続き国主導で計画策定を促す必要があること といったことを踏まえ、中間評価・検証の結論と同様に、国が計画認定する現状のスキームを維持しつつ、26年及び27年対応方針に基づき計画認定や創業者向け補助金の審査における都道府県との連携強化により対応していくこととする。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
6	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し (老人福祉法)	厚生労働省	サテライト型養護老人ホーム（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭41厚生省令19）12条6項）については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行いつつ、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	サテライト型養護老人ホーム等の展開に向けた基準のあり方等に関する調査研究事業において、外部有識者等からなる検討委員会を開催（H30. 1. 31第3回委員会実施）し、その在り方について検討を行っているところ。 検討委員会において、実態把握を行った上で、そのあり方について検討し、提案がなされる予定。その内容を踏まえて、平成29年度中に結論を得る予定。
7	生活保護制度関連の見直し (生活保護法)	厚生労働省	費用返還義務（63条）に基づき生じる債権については、費用等の徴収（78条）に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	第196回通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的見直しのための関連法案を提出（平成30年2月9日）。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
8	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加 (健康保険法)	厚生労働省	がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>中央社会保険医療協議会において、平成30年度診療報酬改定に向け、検討。具体的には、</p> <p>中央社会保険医療協議会において、平成29年8月に整理したこれまでの主な議論とその概要で、「限られた医療資源を有効活用する等の観点から、医療機関間の機能分化・連携が重要」とされた。</p> <p>また、同年11月29日の中央社会保険医療協議会において、放射線治療機器の効率的な利用について、「放射線治療機器の効率的な利用に関する論点（案）」として「放射線治療機器の効率的な利用の促進の観点から、高度な放射線治療を受けるために、入院中の患者が他医療機関を受診した場合、（中略）患者が放射線治療を受けた医療機関において外来放射線治療加算を算定することについて、どう考えるか」という論点を提示して議論。</p> <p>今後、当該議論等を踏まえて検討を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示・通知の改正を行う予定。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
9	<p>地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の廃止 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法)</p>	厚生労働省	<p>障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所等の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、<u>平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成29年11月27日に開催された障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、公立減算について議論を行い、事業所等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、見直しを行わないことについて、特段の反対意見はなかった。</p> <p>上記議論を踏まえ、同チームにおいてとりまとめられた「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」(平成29年2月5日)において、公立減算は引き続き維持することとされたところではあるが、今後、分権室において提案団体における現在の支障の状況や新たな情勢変化の有無を提案団体に確認する。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
10	小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）にかかる人員等の基準の緩和（介護保険法）	厚生労働省	<p>小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、<u>平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成29年11月1日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、小規模多機能型居宅介護における外部のケアマネジャーの活用について議論を行い、小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が作成することで、利用者の状況に応じて柔軟かつ迅速な対応を可能とするとの制度趣旨や、小規模多機能型居宅介護以外に利用するサービスが限定されていることを踏まえ、見直しを行わないことについて、特段の反対意見はなかった。</p> <p>平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（平成29年12月18日）においても、小規模多機能型居宅介護における外部のケアマネジャーの活用は盛り込まれなかった。</p> <p>上記審議報告を受け、平成30年1月17日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等について」の諮問・答申が行われたところである。</p> <p>今後、分権室において、提案団体に対し、現在の支障の状況や新たな支障事例の有無等について確認するとともに、厚生労働省に対し、今後の小規模多機能型居宅介護の普及に係る施策の方向性等について確認を行っていく。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

② 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
11	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加 (砂利採取法)	経済産業省 国土交通省	認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	4月に認可権者等に対して意見照会(調査依頼)を実施し、12月までに認可権者等の意見を整理した。 認可権者等の意見を踏まえ、具体的にどういった変更が軽微な変更としても問題のないものに該当するのか検討し、平成29年度中に結論を得る予定。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

③ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
12	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省</p>	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、<u>平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」(平成29年1月20日開催)及び「平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成29年3月8日開催)において、療育手帳の交付事務を行う都道府県及び指定都市に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。</p> <p>利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知)を都道府県及び指定都市に対して発出した。</p> <p>「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年6月14日開催)や指定都市市長会事務局を経由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。</p> <p>7月12日付け事務連絡により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う67地方公共団体のうち、10地方公共団体で条例が制定されている状況。</p> <p>年度内に関係府省が連携して、地方公共団体の療育手帳担当部局やマイナンバー制度主管部局に働きかけを行う予定。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

③ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
13	<p>戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し (競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)</p>	総務省	<p>地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、<u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成29年2月、8月及び11月、平成29年8月及び12月に官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会を開催し、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を議論(所管省庁と現在も協議を継続しているところ)。</p> <p>引き続き民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理し、所管省庁とも協議を重ねた上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し平成29年度末に実施する官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会において議論を進め、結論を得る予定。</p>